

アトムダイアログ SDK アカデミックパッケージ ライセンス契約書

重要：当ソフトウェアとそれに付随するすべての文書の著作権はアジリングア（以下ライセンサー）が保有し、それらの使用は以下のアカデミックライセンス契約に準拠する。ライセンス使用者（以下ライセンシー）はこの契約に承諾することなしにソフトウェアをインストールしてはならない。ライセンサーが開発し、製品名をアトムダイアログ SDK と定めたコンピュータソフトウェアおよびその付随文書を以下、著作物とする。ライセンシーは著作物を教育・研究を目的に使用すること。ライセンシーとライセンサーは以下の条項に同意する。

以下の条項に従い、ライセンサーはライセンシーに対し非独占かつ譲渡不能の著作物使用権利を許諾する。

1. ライセンシーの権利

ライセンシーは教育もしくは研究を目的に、ライセンシーの構内・敷地内に所有もしくは賃貸するすべてのコンピュータで著作物を使用する権利を有する。

2. 使用に関する制限

当契約ではアトムアカデミック SDK のいかなる営利目的の使用も許諾しない。営利目的の使用に関しては別途商業利用契約を必要とする。当契約のもと、ライセンシーがアトムアカデミック SDK を営利目的に使用した際には、ライセンシーは適切な対価を支払い、アトムアカデミック SDK の営利目的使用によってライセンサーに生じたコスト、損失、対価などと支払うものとする。” 営利目的使用 “とは、商業上の利益、金銭的收入を支援、意図、目的、もしくは結果とする、著作物の全部もしくは一部を売買、賃貸などする行為とする。

3. 契約料

契約料は 5 万円とする。

4. 使用サポート

ライセンサーはライセンシーに対し、著作物の使用サポート、管理、コンサルティング、改定についての義務はない。ライセンサーが著作物に改正、追加、修正を施すと決めた場合、それらは著作物の一部とし当契約条項に準拠する。

5. 製品の無保障

著作物は無保証とする。機能、性能、作用、直接・間接もしくはハード・ソフトウェアに関するものであるに関わらず保障しない。ライセンサーはいかなる目的に対しても商品性もしくは適正に関する黙示保障を否認する。

6. 所有権

ライセンシーは、すべての改定、追加、修正を含めた著作物はライセンサーに帰属しライセンサーがそれらの著作権を有することに同意する。ライセンシーは当契約内容を逸脱する権利、資格および所有権を有さない。

7. 著作権表示

個人名・団体名に関わらず著作物内のすべての著作権表示はそのまま保持すること。著作物の一部または全部についての内容を含む出版物にはアトムダイアログ SDK はアジリングアの製作物であることを言及すること。著作物を使用した結果を言及した出版物はサイテーションにこのサイトを明示すること。

www.agilingua.com/jp/academic/overview.php.

8. 守秘義務

当契約条項に準拠した場合を除き、いかなる場合もライセンサーは著作物の全部もしくは一部を第三者に公開してはならない。コンピュータネットワークを通してライセンサーが著作物を第三者に提供してはならない。公開が教育・研究を目的とした場合に限り、正当なライセンスを所得することを条件にライセンサーが著作物もしくは著作物の修正品を他団体に公開することが許諾される。ライセンサーは教育・研究を目的とし、かつその学生もしくは被雇用者が第三者に公開しないことを条件に、その学生もしくは被雇用者に著作物を公開することが許諾される。この要項は当契約終了後も有効に存続する。

9. 責任免除

ライセンサーおよび著作物の製作、修正、改定に携わったいかなる個人もしくは法人も、著作物の故障および不具合により発生した損害に対し責任を負わない。当契約書によってライセンサーは著作物の不具合もしくは故障に関連し発生した偶発的・必然的損害を含むいかなる支出、賠償、障害、損失、被害についてのリスクを負うこととし、さらにライセンサーおよびその雇用者、およびいかなる個人・団体に対してその責任を追及しない。著作物は開発未完でありエラーフリーではないため上記の責任免除は当契約に必要であり、この責任免除項目なしにライセンサーは当契約に規定の価格で契約締結する意思のないことをライセンサーは是認する。

10. 契約解約および施行コスト

ライセンサー、その雇用者もしくはそれらを代表する個人が当契約内容に違反した場合、ライセンサーはライセンサーの登録メールアドレス宛にメールで通知することで即時契約を解約する権利を有する。解約の際には、ライセンサーは直ちにオリジナルの著作物を返還しすべての（修正品も含む）コピーをその責任において破棄し、さらにすべてのコピーを破棄した旨を署名入りの書式にしライセンサーに送付することに同意する。この内容を実行するためにライセンサーが法的行為を実行することが必要となった場合、ライセンサーは弁護士費用を含めたライセンサーの訴訟費用を負担することを同意する。

11. 契約内容の変更

契約内容は、両者が文書で変更の同意を取り交わした場合にのみ適用する。

12. 契約内容の公開

ライセンサーは、論文、製作システムの発表など製品を使った成果をライセンサーに逐次報告し、ライセンサーがその管理するウェブサイトおよびニュースリリースなどの発行物に契約内容とともに公開することに同意する。

13. 総則

ここで締結する当契約およびすべての取引はニューヨーク州法に準拠し、当契約に関するいかなる訴訟もニューヨーク州内の郡専属管轄権もしくは連邦裁判所によるものとする。当契約内の条項が法的に無効である、もしくは違法である、もしくは強制力を持たないという場合には、両者の意図するところのようにその条項は強制力を持ち

効であると解釈し、それ以外の条項は完全に強制力を持ち有効であるとし、その有効性を損なう影響はうけないとする。

当契約はライセンサーとライセンシーの間で完全かつ独占的な性質であり、かつこれ以前のすべての口頭・書式での契約や連絡事項に優先する。これより別のもしくは追加のアジリングアに対する条項は、ライセンサーが承諾書などの書式を作成しない限り一切効力を持たない。

14. ライセンス情報および署名

これを印刷し署名してアジリングアに提出すること。

“私はこれを読み、契約条件に同意します。”

署名 : _____

氏名 :

役職 :

教育機関名 :

学部・研究室名 :

プロジェクト概要 :

(例) ロボットへの音声操作機能付加アプリケーション

ご住所 :

電話/FAX : _____ / _____

E-MAIL :

日付 : _____年 _____月 _____日

2009年2月24日改定

###